



しまね長寿・子 安心住宅リフォ 助戏事業by島根県

年齢を重ねてもより安全・安心・快適に暮らせるよう、 既存住宅をバリアフリー化するためのリフォームに要する 工事費の一部を助成します。

子育で世帯とその親世帯が同居・近居する場合には、 子育ての負担を軽減し安心して子育てできる環境にするための リフォームに要する工事費の一部も助成します。



2019年4月1日~2020年2月14日



島根県内の既存一戸建住宅を、バリアフリー・子育てリフォームする住宅の所有者 60歳以上の高齢者もしくは身体障がい者が居住する住宅



改修に要する工事費の 一戸あたり 歳30万円

23%以内の額 (チ育で世帯を含む三世代同居・近居の場合には 40万円)

- 築工事に伴い実施する場合を含みます。 ●耐震補強工事と併せて実施する場合の限度額は、それぞれ30万円(最大80万円)です。



- ●バリアフリー・子育てリフォーム後、住宅が一定の「整備基準」に適合していること。 [整備基準、助成の対象となるバリアフリー・子育でリフォームについては中面を参考にご覧ください。]
- ■工事施工業者は島根県内に本店を有する事業者に限ります。
- 過去に県の「しまね長寿の住まいリフォーム助成事業 | 及び「しまね長寿・子育て安心住宅 リフォーム助成事業」を受けていないこと。

** 三世代同居・近居を

応援するにゃ

安心して子育てできる 三世代同居世帯への支援

世代間で助け合いながら 子育て出来る近居への対応

- ●リフォーム助成を受けるには、改修工事後の住宅が既存部分を含めて整備基準の条件を全て満たす必要があります。
- ●すでに整備基準に適合している部分は工事をする 必要はありません。

バリアフリ-リフォーム

助成金額

点30隔

※工事費の23%以内



三世代同居または近居

助成金額

※工事費の23%以内

バリアフリーリフォームの 整備基準

子育て世帯を含む三世代同居 または近居の場合、子育て リフォームも助成対象になります。

なります。

●子育てリフォームとは、子育てのために必要な 増築・改修等です。

助成の条件

- ①子育て世帯とは18歳未満もしくは満18歳となった最初の3月31日を迎える子、または妊娠中の者がいる世帯です。
- ②近居とは、同一地域(地区公民館区域または直線 距離で5km以内)に居住することです。
- ③近居の場合、対象となる住宅は子育て世帯の親世 帯が居住する住宅です。

助成の対象

島根県内の既存の 一戸建住宅をバリア フリーリフォームする 住宅で、60歳以上の 高齢者もしくは身体 障がい者(※1)が居住 する住宅の所有者。

- ①高齢者等の利用が想定される寝室 (特定寝室:1室以上)と便所は同一 階(原則1階)にあること。
- ②日常生活空間の床(※2)は、止むを 得ない部分(※3)以外に段差がない こと、または段差対策(※4)がされて いること。
- ③住宅内の指定された箇所(※5)に手 すりが設置されていること。
- ④日常生活空間の通路の有効幅が 750mm以上確保されていること。
- ⑤特定寝室、便所および浴室の広さが確保されていること。

バリアフリーリフォーム

高齢者の移動に対する障害(バリアー)を解消・緩和する工事

建具の改修(引戸への変更、レバーハンドルなど金物の取替)/ 玄関ポーチ、外部などに スロープや手すりを設置/廊下などに手すりを設置…など

高齢者などの介助・介護を容易にする施設・設備を設ける工事

浴室、洗面にシャワー装置を設置/給湯設備・機器(具)を設置/移動用リフトを設置 …など

高齢者など身体的能力の低下に対し、支援・補助する施設・設備を設ける工事

廊下、階段に足元照明を設置/暖房洗浄便座を設置/高齢者に配慮した水栓(レバー式、自動温度調節機能付など)を設置/障がい者、高齢者仕様の洗面台・流し台などを設置…など

高齢者などが遭遇する事故などを防ぐ施設・設備を設ける工事

緊急通報装置、住宅用火災警報器、ガス漏れ警報装置を設置/浴室、便所、洗面に暖房用設備を設置 床仕上げの改修(すべりにくい仕上材)/地震により転倒する危険性のある家具等の固定工事…など

子育てリフォーム

子育て環境の改善、家事負担の軽減につながる工事

冒仕切りの変更/子供部屋·家事室等の増築·改修/台所·トイレ·浴室·洗面所等の改修…など



しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事

成対象チェックシ



存在する階は何階ですか?

□ あり(適合)

階(原則1階)

□ なし → □ 今回工事で設置する(適合)

日常生活空間(※2)内の床に

□ 全ての箇所に手すりあり(適合)

箇所あり

□ ある(適合)

□ 段差なし、または対策済み(適合)

特定寝室が存在する階にトイレがありますか?

□ 設置しない(不適合:助成対象外)

止むを得ない部分(※3)以外の段差がありますか?

指定する箇所(※5)に手すりが設置されていますか?

□ 未設置の → □ 今回工事で不足する部分全てに設置する(適合)

日常生活空間内の通路の幅が750mm以上ありますか?

□ 拡幅しない (不適合:助成対象外)

□ ない → □ 今回工事で幅を確保する(適合)

□ 設置しない(不適合:助成対象外)

□解消・対策をしない(不適合:助成対象外)

□ あり → □ 今回工事で解消または対策する(適合)

項目ごとに「チェックしてみてください。

★工事をしない既存部分を含めて、下記の全での項目が「適合」になると助成対象になります

バリアフリーリフォーム 日常生活空間の浴室の広さ(※6)は確保されていますか? □ 確保されている(適合) 60歳以上の高齢者又は身体障がい者(※1)が居住している □ 確保されて → □ 今回工事で確保する (適合)

□ はい(適合) いない □ 確保しない (不適合:助成対象外) □ いいえ → □ 工事完了までに同居予定 (適合)

日常生活空間内の便所が腰掛け式ですか? □ 腰掛け式 (適合)

助成の対象となる工事の費用か20万円以上ですか?	□ その他の便所 → □ 腰掛け式に改修する(適合)
□ 20万円以上(適合)	□ 改修しない(不適合:助成対象外)
□ 20万円未満(不適合:助成対象外)	_ 4(5 0 00 (124 1))

日常生活空間内の便所の広さ(※7)が 確保されていますか? 高齢者等の利用が想定される寝室(特定寝室)が

□確保されている(適合)

□ 確保されて	→ □ 今回工事で確保する (適合)
いない	□ 確保しない(不適合:助成対象外)

特定寝室の面積が内法寸法で9㎡以上ありますか?

□ 9㎡以上ある(適合)
□ ない → □ 今回工事で広さを確保する(適合)
□ 確保しない(不適合:助成対象外)

工事施工業者(元請業者)は 自坦坦南に士庁を右する重業者ですか?

島根宗内に本店で有りる事未有	C.	9	1
□ はい(適合)			
□ いいえ(不適合:助成対象外)			

三世代同居または近居

バリアフリー整備基準に適合しますか?

□ はい(適合)	
□ いいえ→ □ 基準に適合する工事を行う(適合)	

一世な合か二世代日民/+

丁月(世帝を召む二世代内店(または近店)で9から
□ はい → □ 同居 (適合)
□ 近居〈地区公民館区域または直線距離5km以内〉(適合
□ いいえ → □ 工事完了までに同居予定 (適合)
□ 工事完了までに近居予定 (適合)

□ 予定なし(不適合:子育でリフォームは助成対象外)

用語の定義

- ※1 身体障がい者「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に規定される身体障がい者で 身体障がい者手帳の交付を受けている者をいう。
- ※2 日常生活空間: 高齢者等の利用を想定する主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝 室(1室以上)、食事室及びこれらを結ぶ通路をいう。通常使用することがない部分(高齢 者等が使用しない寝室、便所、廊下など)は、該当しない。
- ※3 止むを得ない部分 ●玄関の出入口及び上がりかまちの段差 ●勝手口その他屋外に面す る開口(玄関を除く)の出入口及び上がりかまちの段差 ●居室の部分の床にある 300mm以上450mm以下の段差で生活に支障のないもの ●浴室の出入口の段差で、 次の条件のいずれかを満たすもの:20mm以下の単純段差としてのもの・浴室の出入口 に手すりを設置したもの。
- ※4 段差対策:日常生活空間内の床にある段差に対し、手すりの設置又はスロープ が設置されていること。
- ※5 手すり設置を指定する箇所 ●階段 ●便所(立ち座り用)●浴室(浴槽の出入り用) ●玄関(上がりかまちの昇降用、靴の着脱用)。
- ※6 浴室の広さ ●浴室の短辺方向の内法寸法が1.300mm以上 ●浴室の広さが内法寸法で2.0㎡以上。
- ※7 便所の広さ ●便所の長辺の内法寸法が1,300mm以上 ●便器の前方又は側 方について、便器と壁との距離が500mm以上:ただし、内部寸法が不足してい ても、出入口等を開放することにより同等の空間(介護スペース)が確保できる 場合は、必要な広さが、確保されていると見なす。

"バリアフリー"リフォーム!する前に、モデル住宅を見学してみませんか?



しまね長寿・子育で安心住宅リフォーム助成事業の利用に合わせた ● 住宅リフォームローン金利引き下げについて

下記の金融機関において、この助成事業を利用した住宅に対してリフォームローン貸付金利の引き下げが受けられます。

金融機関及び金利引き下げの概要等

金融機関名	概 要
しまね信用金庫	「しましん住宅ローン」の金利引き下げプランの適用条件に、「しまね長寿・子育て安心 住宅リフォーム助成事業」の利用を追加。
島根中央信用金庫	金利選択型住宅ローン「だんらん」の金利引き下げ項目に、「しまね長寿・子育て安心住 宅リフォーム助成事業」の利用を追加。
日本海信用金庫	「日本海しんきん住宅ローン」の金利割引項目に、「しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業」の利用を追加。
島根県農業協同組合	「とくとくプラン」、「リフォームローンⅠ型、Ⅱ型」において金利を引き下げる。

※詳しくは各金融機関の窓口へお問い合わせください。

●バリアフリー・子育てリフォームの助成についてのお申し込みは



一般財団法人

根県建築住宅セン

※しまね住宅総合相談員にもご相談ください。

〒690-0842 - 松江市東本町二丁目60番地 すままちプラザ2階 島根県建築住宅センター 検索

TEL.0852-26-4577

http://www.shimane-bhc.or.jp/

島根県土木部建築住宅課 住宅企画グループ 〒690-8501 松江市殿町1番地[南庁舎4F] TEL.0852-22-5226